

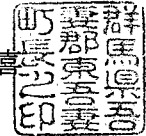
東吾妻町告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本町区域内の字の区域を別紙変更調書のとおり変更する旨、告示する。

この処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成24年 8月28日

東吾妻町長 中 澤 恒



変 更 調 書

大 字	字	地 番
三 島	上 郷	6 1 8 2 の 3 の 一 部、6 1 8 3 の 一 部

上記区域を大字三島字大谷に変更する。

大 字	字	地 番
三 島	大 谷	6 1 5 6 の 2、6 1 5 7 の 2
	岡 原	6 3 8 0 から 6 3 8 4 までの各一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路である町有地の全部を含む。）及び大字三島字大谷6 1 4 0に隣接する道路である町有地の全部並びに、字岡原6 3 8 7、6 3 8 8、6 3 9 0、6 3 9 1の2の地先の道路である町有地の一部を大字三島字上郷に変更する。

大 字	字	地 番
三 島	上 郷	6 2 1 4 の 1 の 一 部
	武田井	6 6 2 5 の 2、6 6 2 6 の 1、6 6 2 6 の 3、6 6 2 7、 6 6 2 8 の 2、6 6 2 9 の 3、6 6 3 0 の 2、6 6 3 1 の 4、 6 6 3 2 の 3

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部を含む。）及び大字三島字上郷乙6 2 1 9の地先の道路、水路である町有地の一部を大字三島字岡原に変更する。

変 更 理 由 書

町営上郷土地改良事業の施行に伴い、地区内の土地の区画及び形状を改めた結果、字の区域を変更する必要性が生じたため。

事 業 の 概 要

- | | |
|--------|-----------------------|
| 1 事業名 | 町 営 上 郷 土 地 改 良 事 業 |
| 2 事業主体 | 吾妻郡東吾妻町 |
| 3 事業年度 | 平成 1 4 年度 ～ 平成 2 4 年度 |
| 4 事業面積 | 5 . 4 h a |